

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の日曜日)

目 次

◇ 規 則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

字の区域の変更
鶏等の移入の禁止

土地改良法による換地処分

土地収用法による土地の立入り

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

急傾斜地崩壊危険区域の指定

◇ 正 誤

昭和三十五年三月鳥取県告示第百四十三号中訂正

規 則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東郷

(福永)地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年十月三十日現在の地番による。)
大字北福字谷奥	大字北福字谷奥のうち三七五の四以外の区域
大字北福字前田	大字北福字前田の全域 大字北福字谷奥三七五の四 大字北福字二ノ前田四〇七の一部、四一一の一部、四二一 次一及びこれらと一体をなす国有地
大字北福字二ノ 前田	大字北福字二ノ前田のうち四〇七から四〇九までの一部、 四一一の一部、四二一及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域 大字北福字屋敷四一六の一部、四一七の一部、四一八 の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字北福字榎ヶ坪四四一の一部、四四二の一から四四二の 三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四二 の二と一体をなす国有地の一部
大字北福字屋敷	大字北福字屋敷のうち四一六の一部、四一七の一部、 四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字北福字狸谷七一九の三
大字北福字榎ヶ 坪	大字北福字榎ヶ坪のうち四四〇の四、四四一、四四二の一 から四四二の三まで、四四三、四四四及びこれらと一体を なす国有地以外の区域

大字北福字廿八
坪

大字北福字廿八坪のうち四五四の二の一部、四五四の三の
一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北福字二ノ前田四〇八の一部、四〇九の一部
大字北福字榎ヶ坪四四〇の四、四四一の一部、四四二の一
から四四二の三までの一部、四四三、四四四及びこれらと
一体をなす国有地の一部
大字北福字丸山四五五の二の一部、四五五の四の一部及び
これらと一体をなす国有地

大字北福字丸山

大字北福字丸山のうち四五五の二の一部、四五五の四の一
部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北福字廿八坪四五四の二の一部、四五四の三の一部及
びこれらと一体をなす国有地

大字北福字狸谷

大字北福字狸谷のうち七一九の三以外の区域

鳥取県告示第二百六十二号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四
十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若し
くはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物
品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥根県浜田市の区域

鳥取県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町から同町が行う土地改良事業に係る東郷（福永）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築工事（米子バイパス）

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市今在家、蚊屋及び下新印

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十年三月七日から同年十二月二十日まで

鳥取県告示第二百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市大高公民館駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市尾高字門田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第二百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月九日 鳥取県指令受都計第二百四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字上浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第二百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

立川三丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市立川町四丁目二二五番地の一部並びに立川町三丁目一〇一番地の一部、一〇二番地から一〇四番地まで、一〇四番地二、一〇五番地、一〇六番地、一〇六番地一から一〇六番地三まで、一〇七番地、一〇八番地及び一一七番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

湖山南一丁目第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目三五一番地の一部、三五二番地一の一部、三三三番地、四一九番地の一部、四二九番地から四三三番地まで、四三四番地の一部、四三五番地の一部、四三七番地の一部、四三八番地の一部、五一七番地の一部、五一八番地、五二八番地一、五二八番地二、五二九番地、五三〇番地から五三二番地までの一部、五四〇番地の一部及び五四一番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

三 名称

猪子地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市猪子字長坂五二八番地二の一部、五三〇番地の一部及び五三一番地の一部、字上土居二二六番地の一部、二二六番地次一、二二六番地二、二二六番地三、二二六番地四の一部、二二七番地一、

二二七番地二、二三六番地、二三七番地一、二三七番地次一の一部、
 二二七番地二、二三八番地、二三八番地一の一部、二三九番地一か
 ら二三九番地五まで、二四〇番地、二四〇番地一の一部、二四〇番
 地二、二四〇番地次二及び二四〇番地五の一部、字榎谷七〇一番地
 一の一部及び七〇一番地二、字目ヶ谷一九九番地の一部、一九九番
 地次一、一九九番地二及び二〇二番地次一の一部、字惣麿一五〇番
 地の一部、一五〇番地三の一部、一五〇番地四及び一五〇番地五の
 一部並びに字下土居一七五番地一、一七五番地三及び一七六番地一
 並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

宮下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

岩美郡国府町大字宮下字銭ヶ谷五三番地一の一部、五七番地、五
 八番地、五九番地五から五九番地八まで、五九番地一三から五九番
 地一五までの一部、五九番地一七、五九番地一八、六三番地三から
 六三番地六まで、六三番地一二から六三番地一四まで、六四番地一、
 六四番地二及び六五九番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

町屋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

岩美郡国府町大字町屋字向土居三一二番地、三一二番地五、三一
 二番地六、五四一番地一の一部、五四一番地二、五四二番地一から
 五四二番地七まで及び五四二番地一一並びに字口鷲山三二三番地、
 三二三番地一、五四三番地及び五四五番地の一部

六 1 名称

新庄地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡船岡町大字船岡字新庄谷一四三三番地、一四三四番地一の
 一部、一四三四番地二、一四三四番地三の一部及び一四三四番地四、
 字藪ノ下八七九番地の一部、八八〇番地の一部、八八〇番地一、八
 八〇番地二、八八一番地から八八三番地まで、八八四番地一の一部、
 八八四番地二から八八四番地四まで、八八四番地八の一部、八八四
 番地九、八八八番地一から八八八番地三まで、八八九番地から八九
 一番地まで及び八九三番地、字塚ノ下九一二番地の一部、九一三番
 地、九一四番地、九一五番地一、九一六番地の一部、九一七番地、
 九一七番地一及び九一八番地の一部並びに字間谷一四二九番地一の
 一部、一四二九番地二、一四三一番地の一部及び一四三二番地並び
 にこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

正法寺地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字曳田字谷田堤下タ六八〇番地一、六八〇番地二
 の一部、六八〇番地三から六八〇番地五まで及び六八〇番地一五か
 ら六八〇番地一七まで、字背戸早焼七六八番地、七六八番地一及び
 七六九番地並びに字蛇山一二五〇番地一の一部及び一二五〇番地四
 の一部

八 1 名称

市場地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡家町大字市場字堤谷二二四番地一、二二四番地二、二二五番地の一部及び二二五番地一、字荒神谷二二六番地から二二八番地まで、二二九番地一から二二九番地四まで、二二九番地次一、二二九番地次二、二三〇番地一、二三〇番地二の一部、二三〇番地三の一部、二三二番地二及び二三二番地三、字宮ノ谷七〇四番地の一部、七〇五番地、七〇六番地一から七〇六番地三までの一部、七一一番地一の一部、七一一番地二の一部、七一二番地、七二三番地及び七一一四番地の一部並びに字下古市場二八〇番地一、(二八五番地) 合併の一部、二九〇番地一、二九〇番地三、二九一番地、二九一番地一、二九一番地二及び二九二番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

一ツ屋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字倉坂字北穴田一一四番地二の一部、一一六番地から一一八番地までの一部、一一九番地、一二〇番地から一二二番地までの一部、一二三番地、一二四番地、一二五番地一及び一二五番地二、字中穴田一二六番地の一部及び一三五番地一の一部並びに字下石臼谷一三二八番地一から一三二八番地三までの一部、一三二八番地四、一三二八番地五、一三三〇番地、一三三一番地の一部、一三三二番地一の一部及び一三三三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

南谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡羽合町大字南谷字ヒジリ三二六番地一の一部、三二六番地二、三二七番地一の一部、三二七番地二、三二七番地三、三二八番地一、三二八番地二、三二八番地三の一部、三二八番地四から三二八番地六まで、三二九番地の一部、三三一番地の一部、三四四番地の一部、三四七番地の一部及び三四八番地二の一部並びに字下村ノ内三四九番地の一部、三五〇番地、三五一番地の一部、三五一番地一、三五二番地の一部、三五二番地一の一部、三五三番地の一部、三五六番地の一部、三五七番地の一部、三六七番地二の一部及び三六七番地三の一部並びに大字上橋津字前田五六番地一の一部、五六番地二の一部、五七番地一、五七番地二の一部、五七番地三から五七番地五まで、五八番地一の一部、五八番地二及び六九番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

生竹地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市鴨河内字上新田二五九四番地の一部、二五九五番地一、二五九五番地二、二六二二番地の一部、二六二三番地一の一部及び二六二三番地二の一部並びに字立道東二七〇九番地の一部、二七一〇番地及び二七一一番地一並びにこれらと一体をなす国有地

十二 1 名称

穴沢地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市穴沢字馬場二番地一、二五番地次一の一部、二五番地次二、二六番地、二七番地一、二七番地二の一部、二七番地四、二七番地六から二七番地一〇まで、二八番地、二九番地の一部、五三二番地及び五三二番地次一、字家ノ谷三八番地、三八番地次一、三九番地一の一部、三九番地五、四〇番地一の一部、四〇番地二の一部、四〇番地次一、四〇番地次二の一部、四〇番地次三、四五番地一の一部、四五番地二の一部、四六番地次一、四七番地(地)合併の一部及び(四九番地、五〇番地)合併の一部、字流シ山二五四番地一、二五四番地二の一部、二五五番地の一部及び二五六番地の一部、字佐児五三三番地一の一部及び五三三番地二、字堂ノ上五一番地の一部、五二番地、五二番地次一、五二番地次二、五三番地、五三番地次一、五四番地の一部、五五番地の一部、五五番地二の一部、五六番地の一部、五六番地一から五六番地三まで、五七番地から五九番地までの一部及び五九番地二の一部並びに字宮ノ谷五三五番地一の一部及び五三六番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十三一 名称

野花地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字野花字蓼原五三九番地一の一部、五四〇番地、五四一番地の一部、五五〇番地から五五二番地までの一部、五五二番地一及び五五二番地二、字西ノ上五六七番地の一部、五六八番地一の一部、五六八番地二の一部、五七一番地一の一部、五七一番地

四の一部、五七一番地五及び五七一番地六、字北山五七二番地の一部及び五八一番地一の一部並びに字岩根五八二番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四一 名称

藤津地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字藤津字山崎三九五番地の一部、字前田五三九番地二の一部、五三九番地三の一部、五四一番地の一部、五四二番地の一部、五五六番地の一部、五五七番地の一部、五五七番地二、五五八番地一の一部、五五八番地二から五五八番地四まで、五五九番地、から五六四番地までの一部、五六六番地の一部、五六七番地一の一部、五六七番地二の一部、五六八番地の一部、五六九番地の一部及び五七一番地の一部、字地井藪五八五番地一の一部、五八五番地二、五八七番地の一部及び五八八番地の一部並びに字龍王前六一番地の一部、六一六番地、六一七番地、六一八番地の一部及び六二五番地から六二七番地までの一部並びにこれらと一体をなす国有地

十五一 名称

門田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡東郷町大字門田字大室五八四番地の一部、五八五番地、五八六番地の一部、五九一番地一の一部、五九二番地四及び五九一番地五
十六一 名称

泊(丸山)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡泊村大字泊字丸山一一六六番地一、一一六六番地三、一一六六番地四、一一六七番地の一部、一一六八番地の一部及び一一六八番地二、字屋敷七五五番地二から七五五番地四まで並びに字清水五二〇番地の一部、五二二番地七の一部、五二二番地八、五二四番地二、五二四番地三、五二五番地及び五二六番地

十七 名称

田住地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡会見町田住字塔田四三〇番地の一部、四三一番地一の一部、四三一番地二、四三二番地の一部、四三三番地一から四三三番地三まで、四三四番地の一部、四三四番地二、四三五番地の一部、四三五番地二、四三六番地の一部、四三七番地一から四三七番地三まで、四四二番地三の一部及び四四二番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十八 名称

上野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡会見町朝金字七郎兵衛山九九九番地の一部、九八〇番地一の一部及び九八〇番地二の一部、字出口九九七番地一の一部、九九八番地の一部、一〇〇〇番地の一部、一〇〇一番地の一部、一〇〇一番地一の一部、一〇〇一番地二の一部及び一〇〇二番地、字道ノ本一〇〇三番地、一〇〇四番地の一部、一〇〇五番地の一部、一〇〇

〇七番地一の一部、一〇〇七番地二の一部、一〇〇八番地一の一部、一〇〇八番地二、一〇〇九番地の一部及び一〇一〇番地、字堂ノ向

一〇一一番地の一部並びに字家ノ上一〇二八番地の一部、一〇二九番地一、一〇二九番地二の一部、一〇三〇番地の一部及び一〇三四番地三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十九 名称

福市地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市福市字寺屋敷一二二七番地八から一二二七番地一〇までの一部、一二三〇番地、一二三〇番地二の一部、一二三一番地の一部、一二三一番地二の一部、一二三四番地一の一部、一二三四番地二から一二三四番地一四までの一部、一二三五番地一五の一部、一二三七番地十一の一部、一二三七番地十二、一二三九番地の一部、一二四一番地の一部及び一二四三番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二十 名称

金持上地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町金持字池ノ元一〇八七番地及び一一一九番地一、字享池ノ元屋敷廻り一一一六番地一、一一一七番地、一一一九番地、一一二〇番地、一一二二番地、一一二三番地、一一二四番地一、一一二四番地二及び一一二五番地から一一二九番地まで、字段一二八八番地一の一部及び一二八九番地、字段ノ谷一二九〇番地から一二九二番地まで並びに字渡瀬上り一三六七番地から一三七〇番地まで、

二一 名称
 別所地区急傾斜地崩壊危険区域

一三七一番地一、一三七二番地、一三七四番地一、一三七四番地二、一三七五番地一から一三七五番地三まで及び一三七六番地一から一三七六番地四まで並びにこれらと一体をなす国有地

2 区域

日野郡日野町別所字横路上エ前六九八番地二、六九八番地三、六九九番地一の一部、六九九番地二及び七〇〇番地、字寺ノ上へ八六八番地の一部、八六九番地、八七〇番地、八七一番地の一部、八七七番地及び八八九番地並びに字寺ノ下タ八九〇番地から九〇二番地まで、九〇三番地一、九〇四番地一、九〇五番地から九〇七番地まで、九〇八番地一、九〇八番地二、九一〇番地一、九一〇番地二、九一一番地から九一八番地まで、九一九番地一から九一九番地三まで、九二〇番地、九二一番地一及び九二一番地二並びにこれらと一体をなす国有地

二十二 名称

本郷下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町本郷字荒神ノ上ミ七七二番地、七七七番地の一部、七七八番地から七八一番地まで、七八二番地一、七八二番地二、七八三番地一、七八三番地二及び七八三番地四、字中村七九三番地一、七九三番地二及び七九四番地三から七九四番地五まで、七九五番地一、七九五番地二、七九六番地から八〇九番地まで、八一〇番地の一部、八一一番地一、八一三番地の一部及び八一四番地の一部、並

びに字代宮屋ノ上エ二〇七四番地一の一部、二〇七四番地二の一部、二〇七五番地、二〇七六番地の一部、二〇七七番地から二〇七九番地まで、二〇八〇番地一の一部及び二〇八〇番地二並びにこれらと一体をなす国有地

二十三 名称

古市地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡溝口町古市字下モ西屋敷四五一番地三、四五一番地六、四五二番地の一部、四五三番地一、四五三番地二、四五四番地一の一部、四五五番地一の一部、四五六番地の一部、四五七番地一、四五七番地二、四五八番地一の一部及び四五八番地二、字中西屋敷裏四八一番地二、四八一番地三、四八二番地、四八三番地一、四八三番地二、四八四番地、四八五番地一、四八五番地二、四八六番地一、四八六番地二、四八七番地、四八八番地一、四八八番地二、四八九番地一の一部及び四八九番地二から四八九番地五まで、字古川床四九〇番地及び四九一番地から四九八番地までの一部並びに字古川辺り五五七番地の一部、五五八番地の一部、五五八番地二及び五五九番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

正 誤

昭和六十年三月鳥取県告示第二百四十三号（都市計画の変更に係る案の縦覧について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
七 下 五 字東倉敷 字倉敷東

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】